

お知らせ

Information

今月の住民課窓口休日開庁日

問 住 民 課
☎ 823-9205
☎ 823-9627

今月の休日開庁日※10月11日(土)

開庁時間※8時30分～17時15分

業務内容※住民票、戸籍関係証明書の発行、印鑑登録および証明書の発行、旅券(パスポート)の交付(受領証持参)

※転入・転出、転居などの住民票の異動や旅券(パスポート)の発給申請などの受け付けはできません。
※印鑑登録は、写真付身分証明書(運転免許証など)を持参できない場合、即日登録はできません。

海田東公民館

証明書発行コーナー開設中

問 住 民 課
☎ 823-9205
☎ 823-9627

開設日時※毎週月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 8時30分～17時15分

住居表示の申し込みについて

問 住 民 課
☎ 823-9205
☎ 823-9627

新築の建物や改築で出入口が変更

法人町民税の税率改正について

問 税 務 課
☎ 823-9204
☎ 823-9627

法人町民税法人税割について、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から、次のとおり、税率を引き下げます。

法人の区分	法人税割税率	
	改正後	改正前
資本金の額または出資金の額が1億円以下で、課税標準となる法人税額(分割法人にあっては分割前)が240万円以下の法人	9.7%	12.3%
上記以外の法人	12.1%	14.2%

今回の税率改正は、地方自治体間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、地方交付税財源とすることを目的とした地方法人税(国税)が創設されることによるものです。

また、税率引き下げに伴い、平成26年10月1日以後に開始する最初の事業年度の予定申告額の法人税割について、下記のとおりとする経過措置を講じます。

前事業年度の法人税割額×4.7÷前事業年度の月数

となった建物に、届出により住居表示を設定し、住居番号表示板をお渡ししています。

建築物の新築届(住民課(役場1階)で配布)に位置図、配置図、平面図を添付し、住民課に提出してください。

また、住居番号表示板の文字が消えていたり、破損や脱落していたら新しく交付しますので、住民課に届けてください。

10月は児童手当の支給月です

問 こ ど も 課
☎ 823-9227
☎ 823-9627

児童手当を指定された口座に振り込みます。個人あてに通知はしませんので、各自で通帳記帳などで確認してください。

振込日※10月10日(金)

支給内容※6～9月分

※現況届を提出していない人は6月分以降の手当が受けられません。お早めに提出してください。

就学時健康診断

問 学 校 教 育 課
☎ 823-9216
☎ 823-9256

平成27年度小学校就学予定者を対象とした健康診断を行います。

○第1回
日時※10月30日(木)13時15分～
場所※海田東公民館

対象※海田東小学校・海田南小学校就学予定者とその保護者

○第2回

日時※11月6日(木)13時15分～

場所※海田公民館

対象※海田小学校・海田西小学校就学予定者とその保護者

※対象となる保護者には、10月上旬に案内状を送付します。

野焼きはやめましょう

問 生 活 安 全 課
☎ 823-9208
☎ 823-7927

家庭から出るごみを自分で焼却する野焼きは、法律により禁止されています。農業などに伴って行われる野焼きなどは例外として取り扱われていますが、近隣の迷惑になる場合や、ビニール・プラスチック類の焼却などすべての野焼きが除外されているわけではありません。

野焼きは、煙や臭いが生じ、近隣の皆さんに迷惑になるほか、空気が乾燥する時期も近づき、火災の原因にもなりかねません。

ごみは、海田町の「平成26年度家庭ごみの出し方」のルールに従って、ごみステーションに出してください。なお、大量の雑草などを処分する際は、環境センター(☎823-4601 FAX兼用)へ問い合わせてください。

計量器(はかり)の定期検査

問 広島県商工労働局
計量検定グループ
☎ 513-3336
☎ 823-9203

県による「はかり」の定期検査が実施されます。商店、工場、学校、保育所、病院、薬局、宅配便などで取引か証明に「はかり」を使用している人は、必ずこの検査を受けてください。

定期検査を受けないで「はかり」を業務に使用すると、計量法違反として処罰されることがあります。(家庭用の「はかり」は業務に使用できません)

ただし、県に登録されている計量士による検査を受け、その旨を県に届け出た「はかり」については、この検査が免除されます。(代検査制度検査日時・場所※

①10月7日(火)10時～12時

海田東公民館

②10月7日(火)13時～15時30分

海田公民館

③10月8日(水)10時～15時30分

海田公民館

調停相談会

問 広島簡易裁判所庶務課
☎ 502-11389
☎ 224-11128

調停委員が民事および家事の紛争について調停手続きの相談を受けま

10月は浄化槽月間です

問 生 活 安 全 課
☎ 823-9208
☎ 823-7927

浄化槽を適正に維持管理しているかチェックしてみましょう。

○法定検査を受けましょう

浄化槽の維持管理は、保守点検・清掃・法定検査の3つすべてがきちんと行われていなければなりません。保守点検と清掃だけでは不十分で、法定検査で浄化槽が正常に機能しているかを検査する必要があります。

美しい水環境を守っていくため、きちんと法定検査を受けましょう。

海田町での10人槽以下の浄化槽の法定検査は次のとおりです。

平成26年度：効率化検査

平成27年度：効率化検査

平成28年度：効率化検査

※11人槽以上の浄化槽はガイドライン検査になります。

法定検査機関

検 査 名	公益社団法人 広島県環境保全 センター	公益社団法人 広島県浄化槽 維持管理協会
検 査 業 務 連 絡 先	〒731-3167 広島市安佐南区 大塚西4丁目 2番28号 ☎849-6411 ☎849-6422	〒730-0025 広島市中区 東平塚町 3番28号 ☎546-2168 ☎249-8019
検 査 業 務	ガイドライン 検査	効率化検査

す。

日時※10月24日(金)10時～16時

場所※広島バスセンター8階(中区基町)

内容※家庭内や金銭などの身近な紛争・トラブル

全国一斉！ 法務局休日相談所

問 広島法務局民事行政調査室
☎ 228-5690
☎ 228-3417

日時※10月5日(日)10時～16時

場所※イオンモール広島祇園専門店3階イオンホール(広島市安佐南区)

※相談無料、秘密厳守、事前予約可
内容※登記、筆界、遺言、戸籍、供託、人権

相談員※法務局職員、公証人、司法書士、土地家屋調査士、人権擁護委員

※当日の問い合わせは☎090-8996-1519まで。

寄せられた善意

◎海田町のために

金一封(ふるさと納税として)

☆埼玉県さいたま市

行成 康一

「ひろしま環境の日」
(毎月第1土曜日)

一斉に
取り組む
実践行動

10月4日(土)

買い物には
マイバッグを
持参しよう！